

平成28年 4月 1日施行

一般社団法人湖北薬剤師会 運営細則

下記の内規については、会長が理事会に提出し理事会の承認を得て施行するものとする。

【慶弔】内規

- 第1条 本会会員および父母に対する慶弔は、この内規に定めるところによる。
- 2 慶弔の事由が生じたときは、速やかに会長に通報するものとする。
 - 3 慶弔の種類および額は以下のとおりとする。但し会員の慶弔(叙勲、褒章)または疾病、負傷および災害見舞金は、その都度会長が定める。
 - 4 会員 死亡時 弔慰金 10,000円 弔電 供花など一対
会員の配偶者、および同居の父母
死亡時 供花など一対 弔電
(香典返しそのこれに類するものは、一切受け付けないものとする)

【学校薬剤師部会】内規

- 第1条 一般社団法人湖北薬剤師会(以下、本会という)内に学校薬剤師部会を置く。
- 2 学校薬剤師は、当該地域の教育委員会より依頼を受けて、会員の中から会長が推薦し、同時に当部会に入会するものとする。
- 第2条 本部会は下記の目的のために活動する
- ・学校保健に関する事業
 - ・学校薬剤師業務の研鑽のための事業
 - ・学校公衆衛生の啓発指導に関する事業
 - ・本委員会の円滑な学校薬剤師業務の支援
 - ・その他上記に付随する事業など
- 第3条 本部会の代表は、会長が任命する。代表は滋賀県薬剤師会学校薬剤師部会委員を兼ねるものとする。
- 第4条 本部会会員は、会費として、年間1,000円を納めるものとする。

【医療保険部会】内規

- 第1条 一般社団法人湖北薬剤師会（以下、本会という）内に保険薬局部会を置く。
- 2 当該地区で開局する保険薬局の管理薬剤師は本部会に自動的に入会するものとする。
- 3 近畿厚生局滋賀事務所に保険薬局の指定を辞退した時点で自動的に退会する。
- 第2条 本部会は下記の目的のために活動する。
- ・医療保険に関する事業
 - ・FAXコーナーの運営に関する事業
 - ・医薬分業に関する啓発事業
 - ・その他上記に附帯する事業など
- 第3条 本部会は、代表を会長が指名する。代表は県薬の、医療保険部会委員を兼ねるものとする。
- 第4条 各部会員は、毎月15日までに前月の処方箋枚数を事務局まで報告しなければならない。
- 第5条 本部会員は、下記に示すFAXコーナーの費用を指定された会計口座へ納金しなければならない。
- 2 FAXコーナー運営費用
- 本会が運営するFAXコーナー運営費
- | | |
|--------------|----------|
| 長浜病院、長浜赤十字病院 | 1枚につき50円 |
| 湖北病院 | 1枚につき20円 |
- 県薬が運営するFAXコーナー運営費
- | | |
|---------------|----------|
| 滋賀医大、成人病センター等 | 1枚につき80円 |
|---------------|----------|
- 第6条 上記の金額は、四半期ごとに指定された金額を指定期日までに振込をすること。

以上

平成28年3月9日臨時総会承認